

## 第 5 期 代議員の選挙について

全環境企業年金基金

理事長 濱島 直人



第 5 期代議員に係る選挙について、以下のように公示する。

### 1. 選挙期日

全環境企業年金基金規約（以下「基金規約」という。）第 8 条第 1 項に規定する代議員の任期満了日に伴い、基金規約第 10 条第 1 項に基づいて、選挙期日を令和 3 年 7 月 5 日とする。

### 2. 互選代議員の選挙

基金規約第 9 条に規定する互選代議員の選挙は、互選代議員選挙執行規程に基づいて以下のように行う。

- (1) 選挙すべき互選代議員の数 12 名
  - 第 1 区（北海道及び東日本） (原則 6 名)
  - 第 2 区（西日本及び九州・沖縄） (原則 6 名)
- (2) 互選代議員の立候補資格  
選挙区の事業所に属する加入者
- (3) 立候補の届出  
選挙区の加入者 10 名以上の推薦を得て、文書で選挙長（基金事務局から選任）に届け出る。
- (4) 立候補の届出期限  
令和 3 年 6 月 14 日 17 時

### 2. 選定代議員の選出

基金規約第 13 条に規定する選定代議員の選出は、選定代議員選出規程に基づいて以下のように行う。

- (1) 選出すべき選定代議員の数 12 名
- (2) 基金規約第 13 条第 2 項の定めにより、全実施事業所事業主による候補者の指名を基本とし、指名を行わない場合は、選定行為を選定委員会に委任する。

以上